



松本市告示第 411 号

松本市市税条例（昭和 26 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 26 日付松本市告示第 23 号において別に定めることとされている期日について、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 6 年 7 月 31 日とする。

令和 6 年 7 月 1 日

松本市長 臥雲 義尚



都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町